

## 第11分科会

### 学童保育の制度と施策の拡充の課題

世話人 川崎みゆき（全国役員・指導員）

神田公司（熊本・保護者）

戦後の学童保育は、1948年に大阪の今川学園の園長室で卒園生を預かったことから始まりました。働きながら子育てするために、学童保育を必要とする保護者と、子どもの放課後を支える指導員が一緒になって学童保育での実践を積み重ねてきました。

1997年には児童福祉法に「放課後児童健全育成事業」として位置づけられてから18年、2015年4月、「子ども・子育て支援新制度」のもとで、学童保育は市町村事業として位置づけられました。国は「量の拡充と質の向上」を目標に、指導員の員数と資格要件を省令基準の「従うべき基準」として定め、「放課後児童支援員認定資格研修」が都道府県事業として始まりました。

新制度が開始されて7年経った今でも、コロナ禍で多くの課題（学童保育の大規模化、待機児童の増大、条件整備の遅れ、指導員の低賃金を含む厳しい労働環境、行政や地域の理解の不十分さ、予算の少なさなど）があります。制度の整備がすすめられるなか、行政が「全児童対策事業」「放課後子供教室」との一体化や、指定管理者制度の導入、公営から民間企業等への委託などを導入し、保育の質に関わる指導員の雇用が不安定なものになるなど、保育や事業の継続性が失われる事態が生じています。新制度の仕組みそのものが、市場化の推進を想定していたこともあり、学童保育に民間企業が急速に参入してきています。

2019年5月「第9次地方分権一括法」の成立、児童福祉法の改定により、2020年4月、「新制度」施行からわずか5年で、「全国一定水準の質」を担保する「従うべき基準」が「参酌基準」とされてしまいました。「新制度」では、学童保育の実施主体は市町村とされました。市町村がその役割を果たすためには、条例で定められた「基準」と「運営指針」にもとづいて実施できるように財政措置も含め、実施責任を果たすことが必要です。「省令基準」のすべてが参酌基準となったことで、子どもの安全と保育の質を確保するための基準の形骸化が懸念されます。

全国連協では、施行後3年の見直しを審議し、早期に「従うべき基準」に戻すよう、2021年度秋の国会および2022年春の国会に向けて、「国会請願署名」と合わせて「一人ひとりの声」を届ける取り組みを行っています。また、今回の取り組みを足掛かりとして「全国一定水準の質」を担保するためにも、指導員の資格と配置基準を早期に「従うべき基準」に戻し、その他の基準についても順次「従うべき基準」とするよう働きかけていきたいと思っております。

この分科会では、はじめに世話人から学童保育をめぐる情勢の特徴、運動の現状をお話します。参加者による地域での取り組みの経験や私たちが求める学童保育について、意見交換を図り、国および自治体に対する運動の課題を明らかにしていきたいと思っております。